

# お知らせ

## 生活保護世帯および市民税非課税世帯に新型インフルエンザワクチン接種費用の助成をしています

山武郡市内の医療機関で使える無料券を発行します  
(一部対象外の医療機関有り)

### ◆助成対象者

接種日において、山武市に住民登録がある人及び外国人登録されている人のうち次に該当する人  
(1)生活保護世帯の人  
(2)市民税非課税世帯(世帯員全員が平成21年度市民税非課税)の人

### ◆助成金額

接種費用 1回目…3,600円  
2回目…2,550円

(1回目と異なる医療機関の場合  
2回目3,600円)

### ◆申請受付場所及び期限

健康支援課(松尾IT保健福祉センター)

(健康支援課へ来られない人は、成東保健福祉センター・山武・蓮沼出張所でも受け付けます。)

3月31日(土日祝日除く)

### ◆申請に必要なもの

①印鑑(自動印不可)  
②申請に来た人の運転免許証または被保険者証(本人確認のため)

③平成21年1月2日以降に転入された人は、平成21年1月1日の

住所地の役所が発行した世帯員全員の非課税証明書

### ◆償還払いについて

山武郡市以外の医療機関で接種された人や無料券の発行前に接種された人は、接種料金を医療機関に支払い、その後償還払いの申請をしてください。詳しいことは健康支援課にお問合せください。

### 問 健康支援課保健予防係

☎ 0479(80)8383

新型インフルエンザワクチン接種スケジュールが前倒しされ、全ての優先接種者と健康な大人や1歳未満の小児も接種ができるようになります。医療機関によっては、接種状況が異なりますので、かかりつけ医にご相談ください。

## 国民健康保険からのお知らせ!

交通事故(第三者行為)で被保険者証を使用する場合は届出が必要です

交通事故など、第三者(加害者)が原因として治療を受けることになった場合でも、被保険者証を使用し治療を受けることができます。ただし、無免許運転・飲酒運転など重大な違反や犯罪を犯した場合を除きます

### 《必ず届出を》

国民健康保険を使用し、治療を受ける場合は、第三者行為による傷病届が必要です。

### 《届出に必要なもの》

国民健康保険被保険者証・免許証・印かん・相手方の連絡先及び加入保険などのメモ

### ◆提出する書類

- 第三者の行為による傷病届
  - 念書(被保険者側)
  - 誓約書(相手側)(後日でも可)
  - 事故発生状況報告書
  - 交通事故証明書(後日でも可)
- ◆届出先  
市民課国民健康保険係

### 《医療費負担は加害者の責任》

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、本来加害者が全額負担すべきものです。被保険者証を使用し治療を受けた場合、国民

健康保険は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

### 《示談をする前に》

示談してしまうと、その内容が優先されて国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談の前に、必ずご相談ください。

### 問 市民課国民健康保険係

☎ 1143

